



~事務所宣言~ 私たちは男女が ともに安心して子育てをし、仕事に打 ち込める社会を目指します =101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701 TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL https://sr-wakariyasuku.com/

東京都の最低賃金は 1,013 円に

10月から、地域別最低賃金が改定されます。 関東地方の改定状況は以下の通りです。

地域別最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。 詳しくは弊所までご相談ください。

都道府県名	新最低賃金時間額(引上げ	畐)
東京都	1,013 円 (28 円 ↑)	
茨城県	849円 (27円1)	
栃木県	853 円 (27 円 ↑)	
埼玉県	926円 (28円1)	
千葉県	923円 (28円1)	
神奈川県	1,011 円 (28 円 ↑)	

日 中社会保障協定発効

令和元年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効しました。これまでは日本から中国(中国から日本)に派遣される就労者は、日本と中国の年金制度に二重に加入していましたが、二重加入が解消されます。相手国に派遣される前に、自国(日本なら年金事務所)で「適用証明書」の交付を受けておく必要があります。



任意継続被保険者証の早期交付

従業員が、会社を退職した後も協会けんぽの健康 保険の継続を希望する場合、これまでは日本年金機 構の事務センターが健康保険の資格喪失データを入 力するまで任意継続被保険者証が作成されず、交付 までに時間がかかっていました。

10月1日からは、退職証明書や離職票など、協会けんぽが資格喪失の事実を確認できる書類があれば、 日本年金機構のデータ入力を待たずに、任意継続被 保険者証が交付される予定です。

消費増税に伴う月額変更に注意

10月1日から、消費税率が上がり、それに伴って、通勤交通費の金額が変わります。

通勤交通費の変更は社会保険上「**固定的賃金の変動**」にあたりますので、金額が変更されてから3カ月後に、標準報酬月額の変更(月額変更)に該当しないかのチェックが必要です。

通常は、交通費の変更のみでは月額変更には該当しないことがほとんどですが、10月以降に残業が多い場合には、残業手当を含めて2等級以上の差が生じることがあり、月額変更に該当することがあります。詳しくは弊所までご相談ください。

